



情報通

2021 . August 8月号

発行：東京税理士会 情報システム部
デジタル化委員会
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

クレジットカード納付とスマートフォン納付

～税理士が知っておいた方がよいこと～

情報システム部委員 高橋 邦夫

1. はじめに

5月24日、東京国税局と管内1都3県などは「キャッシュレス納付共同推進宣言」として、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言しました。宣言には日本銀行、全国銀行協会、各金融機関、関係民間団体など計126団体が参加し、東京税理士会、東京地方税理士会、千葉県税理士会も共同宣言者として参画しています。

納税については、振替納税、ダイレクト納付、ペイジーによるインターネットバンキングやATM納付のほか、国税QRコード納付などでもできるようになりましたが、日常生活でのキャッシュレスはクレジットカードやスマートフォン決済が定着しています。クレジットカードやスマートフォンでの納税は顧問先自身が行うものなので、税理士はその内容をあまり気にしていなかったと思いますが、今回は法人のクレジットカード納付とスマートフォン納付について説明します。

2. クレジットカード納付

①クレジットカード納付サイト

顧問先によってはクレジットカードで納付したいという要望があるかもしれません。国税クレジットカードお支払サイトや都税クレジットカードお支払サイトなどを利用すればネットからクレジットカード納付ができます。クレジットカード納付はポイント獲得というメリット以外に、資金繰りが悪いときでも申告納付期限までに手続きを終えていれば期限内納付扱いとなり、実際の支払を1ヶ月以上先送りに出来るというメリットもあります。

顧問先からクレジットカード納付の方法を尋ねられた時、適切に指導できるように、税理士としてその手順を理解しておく必要があります。

②国税のクレジットカード納付

e-Taxでは電子申告後にメッセージボックスに届く納付区分番号通知からダイレクト納付が行えます。この納付区分番号通知には収納機関番号(国税庁は00200)・納付番号(利用者識別番号)・確認番号(納税用確認番号)・納付区分(納付区分番号通知記載の数値)・有効期限・納付金額などの納付情報が記載されていて、これらの情報を使用してインターネットバンキングなどからも納付が行えますが、これらは国税クレジットカードお支払サイトでは関係ありません。

国税クレジットカードお支払サイトでは新たに入力が必要になります。必須入力項目は、氏名漢字・氏名カナ・住所・電話番号・納付先税務署・納付税目・課税期間・申告区分・納付税額です。そしてクレジットカード情報を入力して納付を行います。

納付区分番号通知にクレジットカード納付ボタンがある場合には、国税クレジットカードお支払サイトに納付情報を連動させることができます。e-Taxから連動される情報は、納付区分番号・納付先税務署・納付税目・課税期間・納付税額です。氏名・住所・電話番号・納付税額の内訳などは引継がれませんが、これらの情報に代わってe-Taxで発行された納付区分番号を引継ぐことによって納付を行います。しかし、納付区分番号通知からの連動ですから、顧問先自身がe-Taxのメッセージボックスにアクセスして納付区分番号通知のメッセージを開くことができなければ、e-Taxからの連動は使えず、結局、国税クレジットカードお支払サイトから必要情報を入力することになります。

③都税のクレジットカード納付

法人都民税・事業税などの地方税のクレジットカード納付は国税と違って住所・氏名・税目・税額等の必要情報を入力していく形式ではありません。納付番号・確認番号・納付区分などを入力していくペイジー決済の方法です。ただし、都税クレジットカードお支払サイトでは、eLTAXで電子申告後、納付情報発行依頼を行って発行された納付情報に記載された内容ではクレジットカード納付ができません。eLTAXでの納付情報は収納機関が地方税共同機構であり、都税クレジットカードお支払サイトでは都税事務所を収納機関とする納付情報でないとならない

からです。

都税クレジットカードお支払サイトを利用する場合には、eLTAXで電子申告した後、所轄の都税事務所に連絡して納付書を発行してもらう必要があります。eLTAXで電子申告が終わっている旨と会社名等を伝えれば簡単に納付書を発行してもらえます。ただし、電話等で連絡した場合、納付書は会社宛郵送されるため、納付期限ギリギリだとクレジットカード納付は間に合わないことがあるので、時間的に余裕を見なければなりません。郵送されてきた納付書には、eLTAXで電子申告した税額が記載されて、東京都主税局の収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分などが記載されていますので、この情報で都税クレジットカードお支払サイトからクレジットカード納付が行えます。

つまり法人都民税・事業税などをクレジットカードで納付する場合には、eLTAXで電子申告した後に納付情報発行依頼は不要ということです。なお、都税事務所の窓口などで直接納付書を発行してもらうこともできますが、納付書発行当日はクレジットカード納付ができず、納付書発行日の翌日午前9時以降でないクレジットカード納付手続はできません。この都税事務所発行の納付書はペイジーでのインターネットバンキングでの納付やバーコードが記載されている場合(納付書1枚につき30万円以下の場合)にはコンビニ納付も行えます。

つかり法人都民税・事業税などをクレジットカードで納付する場合には、eLTAXで電子申告した後に納付情報発行依頼は不要ということです。

なお、都税事務所の窓口などで直接納付書を発行してもらうこともできますが、納付書発行当日はクレジットカード納付ができず、納付書発行日の翌日午前9時以降でないクレジットカード納付手続はできません。

この都税事務所発行の納付書はペイジーでのインターネットバンキングでの納付やバーコードが記載されている場合(納付書1枚につき30万円以下の場合)にはコンビニ納付も行えます。

④利用可能額と手数料

国税クレジットカードお支払サイトの利用可能額は1,000万円未満、都税クレジットカードお支払サイトの利用可能額は100万円未満となっており、当然使用するクレジットカードの利用可能額の範囲内となります。国税クレジットカードお支払サイトも都税クレジットカードお支払サイトもトヨタファイナンス(株)が委託を受けて納付手続を行うため、納付金額に応じた決済手数料がかかります。

3. スマートフォン納付

顧問先がクレジットカード納付をしたいという場合はクレジットカードのポイントが目的という場合があると思いますが、スマートフォン納付もボーナスポイント付与というメリットで今後普及していくと思います。

国税のスマートフォン納付は、令和3年度税制改正に盛り込まれており、来年1月から導入予定となっています。納付書で納付できる国税を対象とし、税目による制限は無し、税額30万円以下に限定する、などとなっていますが、詳細については今後の情報が待たれます。

都税では既にスマートフォン納付が始まっています。現在利用できるスマートフォン納付アプリは、au PAY・d払い・J-Coin Pay・LINE Pay・PayB・PayPay・モバイルレジなどです。対象となる都税は、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、不動産取得税、個人事業税等ですが、法人都民税・事業税については、クレジットカード納付と同様に事前に申告書が提出済みであり、都税事務所で発行したバーコードが印字された納付書がある場合にはスマートフォン納付ができます。また、納付書1枚あたりの合計額が30万円(au PAYは25万円)までとなっています。なお、スマートフォン納付アプリでの納付には決済手数料はかかりません。

スマートフォンによる法人都民税・事業税の納付についてはクレジットカード納付の場合のように、eLTAXでの電子申告後、顧問先に「都税事務所に連絡して納付書を発行してもらう」ように連絡することなど、税理士としてもその仕組みを知っておく必要があります。

